

○ 総代候補者推薦実施規則

（制定 平成13年9月1日）

【目的】

第1条 この規則は、総代選挙の実施にあたり、選挙区における総代候補者（以下「候補者」という。）の推薦について定め、円滑な総代選出を図ることを目的とする。ただし、本規則の定めは、総代選挙規程（以下「選挙規程」という。）第5条第2項による立候補を妨げない。

【推薦期日】

第2条 この規則に定める候補者の推薦については、選挙規程第2条第1項に定める選挙に係るものは総代の任期満了日の60日前から10日前までの間に行う。

② 同規程第2条第2項に定める補欠選挙にかかわるものは、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

【集落推薦会議及び区域推薦会議】

第3条 候補者の推薦を行うため、各集落支部ごとに集落推薦会議を設ける。

② 別表の区域が複数の集落による場合は、区域推薦会議を設け候補者の推薦を行う。

③ 前項の区域推薦会議は、集落推薦会議の後、代表者を選出し、その代表者1人づつをもって構成する。ただし、この代表者はこの組合の正組合員でなければならない。

④ 集落推薦会議及び区域推薦会議（以下「推薦会議」という。）に議長を置き、議長は代表者の互選によって選任する。

【推薦会議の任務】

第4条 推薦会議は、別表に定める総代定数の候補者を決定する。

② 前項の会議は、候補者が定数をこえるときは、候補者の意見を徹したうえで調整に努めなければならない。

③ 前項の調整ができない場合は、区域の選挙によって決するものとする。

④ 前項の選挙は、推薦会議があたるものとし、選挙規程第4条から第20条までを準用する。ただし、第6条第1項の「組合長」とあるのは「議長」、「理事会」とあるのは「集落推薦会議」又は「区域推薦会議」と読み替えるものとし、第18条ただし書きを削るものとする。

【青年部推薦会議及び女性部推薦会議】

第5条 候補者の推薦を行うため、別表の区域ごとに青年部推薦会議（「青年部会議」という。）及び女性部推薦会議（「女性部会議」という。）を設ける。

② 前項の青年部会議及び女性部会議は、盟友及び部員をもって構成する。

③ 青年部会議及び女性部会議に議長を置き、議長は構成員の互選によって選任する。

【青年部会議及び女性部会議の任務】

第6条 青年部会議及び女性部会議は、別表に定める総代定数の候補者を決定する。

- ② 前項の会議は、候補者が定数をこえるときは、候補者の意見を徴したうえで調整に努めなければならない。
- ③ 前項の調整ができない場合は、区域の選挙によって決するものとする。
- ④ 前項の選挙は、青年部会議及び女性部会議があたるものとし、選挙規程第4条から第20条までを準用する。ただし、第6条第1項の「組合長」とあるのは「議長」、「理事会」とあるのは「青年部会議」又は「女性部会議」と読み替えるものとし、第18条ただし書きを削るものとする。

【候補者の届出】

第7条 推薦会議、青年部会議及び女性部会議の議長は、選挙規程第5条第3項に定めるところにより候補者をこの組合に届け出るものとする。

【事務の取扱】

第8条 この規則に関する事務取扱のうち、推薦会議、青年部会議及び女性部会議にかかわるものについては、集落支部、青年部及び女性部の自主性により運営するものとし、第4条第3項及び第6条第3項に定める選挙は、地域本部長、総合センター長及び支店長が当たるものとする。

第9条 この規則の制定及び改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

この変更は、平成16年8月24日から施行する。

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

この変更は、平成19年8月28日から施行する。

この変更は、平成22年8月26日から施行する。